

令和4年2月

# 定例総会議事録

松本市農業委員会

令和4年2月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和4年2月28日（月）午後1時30分から午後3時59分

2 場 所 松南地区公民館大会議室

3 出席農業委員 25人

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 小林 康基 | 2番  | 中條 幸雄 |
| 3番  | 柳澤 一向 | 4番  | 武井 茂善 |
| 5番  | 中川 敦  | 6番  | 久保 節夫 |
| 7番  | 太田 辰男 | 8番  | 河西 穂高 |
| 9番  | 丸山 茂実 | 10番 | 矢嶋 壽司 |
| 11番 | 窪田 英明 | 12番 | 塩原 秀俊 |
| 13番 | 田中 悦郎 | 14番 | 細江 弘光 |
| 15番 | 塩原 俊昭 | 16番 | 河野 徹  |
| 17番 | 濱 博   | 18番 | 齋藤 勝幸 |
| 19番 | 橋本 実嗣 | 20番 | 倉科 孝明 |
| 21番 | 塩原 至  | 22番 | 三村 晴夫 |
| 23番 | 二村 喜子 | 25番 | 林 昌美  |
| 26番 | 瀧澤 和子 |     |       |

4 欠席農業委員 1人 24番 上條信太郎

5 出席推進委員 0人

6 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第213号～第221号）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……（議案第222号～第226号）
- ウ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……（議案第227号、第228号）
- エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……（議案第229号～第236号）
- オ 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件……（議案第237号）
- カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件  
……………（議案第238号、第239号）
- キ 農地法施行規則第17条第2項の規定による別段面積廃止の件（議案第240号）
- ク 農地法施行規則第17条第2項の規定による別段面積設定の件（議案第241号）

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- ウ 公共事業の施行に伴う届出の件
- エ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- オ 農地法第4条の規定による届出の件
- カ 農地法第5条の規定による届出の件

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 報告事項

- ア 松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の総合見直しの実施について
- イ 令和3年度農地所有適格法人の要件等確認結果について
- ウ 山林化農地に関する非農地判断の結果について
- エ 令和4年度農業委員会行事予定（案）について
- オ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

|   |       |                  |       |       |
|---|-------|------------------|-------|-------|
| 9 | 出席職員  | 農業委員会事務局         | 局 長   | 小林 伸一 |
|   |       | //               | 局長補佐  | 板花 賢治 |
|   |       | //               | 局長補佐  | 川村 昌寛 |
|   |       | //               | 主 査   | 上原慎一郎 |
|   |       | //               | 主 事   | 保科 黄  |
|   | 農 政 課 |                  | 係 長   | 中澤 史郎 |
|   |       | //               | 主 任   | 羽入田未咲 |
|   |       | //               | 事 務 員 | 中村 愛佳 |
|   |       | 松本農業農村支援センター課長補佐 |       | 戸谷 修一 |

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 田中会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 15番 塩原 俊昭 委員

16番 河野 徹 委員

〔書記〕板花局長補佐、川村局長補佐

14 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第213号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。

別冊の総会資料をお手元にご準備ください。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、事務局から説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、総会の別冊資料をご覧ください。

農用地利用集積計画の決定の件、こちらの1ページめくっていただいた裏側の参考資料、新規就農者をご説明申し上げます。

着座にて失礼いたします。

〇〇〇〇様でございます。山形村で31歳ということでございます。借りる農地は、波田、1筆、2反歩ちょっと、2,159平米を借りる予定と。就農目的は出荷等を行う農業で、規模拡大を目指します。栽培予定は白ネギとズッキーニということで、農業従事者はご本人と奥様の2人、出荷先はJAのほか個人販売も予定し、150万円の収入を見込んでいらっしゃいます。居住地から畑までの通作距離は1キロ。波田で1年間白ネギの栽培経験もあり、農業法人の〇〇〇〇〇で技術を習得。議案につきましては、5ページの76番になります。署名は波田の塩原至農業委員と中澤推進委員にいただいております。

以上でございます。

議 長

それでは、地元の委員から補足説明をお願いします。  
塩原至委員。

塩原（至）農業委員 2月1日ではありますが、中澤推進委員と〇〇さんとの話合いを行いました。〇〇さんの家族は、妻と、あと子供が2人ということで、3年前から波田の農業法人の先ほど言われました〇〇〇〇〇さんのところでネギ、スイカ、リンゴ、あと苺等を研究しまして、自分が一番ネギに合っていると言って、その年、辞めた年に〇〇〇〇〇さんのほうから若干土地を借りて、白ネギを作ったそうであります。やはり面積を拡大するに当たりまして、借りなきゃいけないということで、本年度波田地区の2反ちょっとを借りるということで、今後、できれば果樹のほうもやりたいということで、最近、波田の桃農家の方と話し合っていて、いろいろな勉強をしているみたいであります。出荷は、やはりJAのほうにおきまして出荷を行なうということで、頑張っていたきたいと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。  
中村事務員。

中村（農政課）事務員 農政課、中村でございます。

着座にて失礼いたします。

今回特記事項はありませんので、議案の説明に入ります。

議案1ページの5-(1)-ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第213号になります。

合計欄のみ読み上げますので、議案の19ページをご覧ください。

合計欄読み上げます前に、一部訂正がありますので、ご確認をお願いいた

します。

合計欄3行目、経営移譲についてですが、こちら、貸付人、借入人それぞれ「5人」となっていますが、こちら、正しくは「4人」となります。大変お手数ではありますが、修正のほうをお願いいたします。

では、合計欄を読み上げます。

一般、筆数140筆、貸付け75人、借入れ50人、面積23万2,947.43平米。

経営移譲、筆数40筆、貸付け4人、借入れ4人、面積5万8,516平米。

利用権の移転、筆数6筆、貸付け4人、借入れ3人、面積1万100平米。

所有権の移転、筆数2筆、貸付け2人、借入れ1人、面積1,807平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数175筆、貸付け101人、借入れ1人、面積26万3,421.39平米。

（一括方式機構配分関係）、筆数158筆、貸付け1人、借入れ63人、面積23万1,135.39平米。

合計、筆数521筆、貸付け188人、借入れ123人、面積、失礼いたしました。こちら、合計欄について、貸付け、借入れそれぞれ人数は187人と122人となります。こちらも修正をお願いいたします。続いて、面積は79万7,927.21平米となります。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数227筆、面積37万2,053.39平米、集積率は78.46%です。

議案第213号は以上となります。

議長 ちょっと合計の数字、もう一度言ってください。

中村（農政課）事務員 全体の数字でよろしいですか。

議長 はい。

中村（農政課）事務員 全体の合計は79万7,927.21平米です。

議長 貸付けが187。

中村（農政課）事務員 187人、借入れ122人となります。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして農業委員の方、ご意見、ご質問等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第213号について、原案どおり決定することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
続きまして、議案第214号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条、議事参与の制限の規定により、三村委員には退室をお願いいたします。

(三村農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。  
中村事務員。

中村（農政課）事務員 続きまして、議案20ページをご覧ください。  
議案第214号となります。  
合計欄のみ読み上げます。  
一般、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積2,194平米。  
農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積996平米。  
合計、筆数2筆、貸付け2人、借入れ2人、面積3,190平米。  
議案第214号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第214号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
それでは、退室している三村委員の入室を許可いたします。

(三村農業委員 入室)

議長 続きます、議案第215号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、農業委員会法31条の規定により、倉科には退室をお願いいたします。

(倉科農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。  
中村事務員。

中村(農政課)事務員 続きます、議案21ページをご覧ください。

議案第215号となります。

合計欄のみ読み上げます。

一般、筆数4筆、貸付け2人、借入れ1人、面積4,699平米。

農地中間管理権の設定(一括方式機構配分関係)、筆数5筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1万2,458平米。

合計、筆数9筆、貸付け3人、借入れ1人、こちらは〇〇〇〇さんのみの借受けになりますので、それぞれ1人と計算しております。面積1万7,157平米。

議案第215号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第215号について、原案どおり決定することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
それでは、退室している倉科委員の入室を許可いたします。

(倉科農業委員 入室)

議長 続きます、議案第216号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条の規定により、橋本委員には退室をお願いいたします。

(橋本農業委員 退席)

議 長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。  
中村事務員。

中村(農政課)事務員 続きまして、議案22ページをご覧ください。  
議案第216号となります。  
合計欄のみ読み上げます。  
筆数8筆、貸付け4人、借入れ1人、面積8,505平米。  
認定農業者への集積は100%です。  
議案第216号は以上となります。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、  
お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第216号について、原案どおり決定することに賛成の委員の方の挙  
手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
それでは、退室している橋本委員の入室を許可いたします。

(橋本農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第217号 農用地利用集積計画の決定の件について上  
程いたしますが、本件も委員に関する案件になりますので、農業委員会法  
31条の規定により、塩原俊昭委員には退室をお願いいたします。

(塩原(俊)農業委員 退席)

議 長 それでは、中村さん、説明をお願いします。

中村(農政課)事務員 続きまして、議案第217号になります。  
合計欄のみ読み上げます。  
筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,926平米。  
議案第217号は以上となります。



議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第217号について、原案どおり決定することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
それでは、退室している塩原俊昭委員の入室を許可いたします。

(塩原(俊) 農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第218号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関する案件になりますので、委員会法第31条の規定により、太田委員には退室をお願いいたします。

(太田 農業委員 退席)

議長 それでは、農政、中村さんに説明をお願いいたします。

中村(農政課) 事務員 続きまして、議案第23ページをご覧ください。  
議案第218号になります。  
合計欄のみ読み上げます。  
筆数4筆、貸付け1人、借入れ1人、面積7,118平米。  
認定農業者への集積は100%です。  
議案第218号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第218号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
それでは、退室している太田委員の入室を許可いたします。

(太田農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第219号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、委員会法31条の規定により、矢嶋委員には退室をお願いいたします。

(矢嶋農業委員 退席)

議長 それでは、農政課、中村さんから説明をお願いいたします。  
中村さん。

中村(農政課)事務員 続いて、議案第219号になります。  
合計欄のみ読み上げます。  
筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,447平米。  
認定農業者への集積は100%です。  
議案第219号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第219号について、原案どおり決定することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
それでは、退室している矢嶋委員の入室を許可いたします。

(矢嶋農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第220号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件は私に関係する案件になります。委員会法31条の規定により、私は議事に参与できないので退室させていただき、議事の進

行を代理からお願いいたします。

(田中農業委員 退席)

窪田会長代理        それでは、本件につきましては、会長に代わりまして議事進行を務めさせていただきます。  
以後、着座で失礼いたします。  
それでは、議案について農政課から説明をお願いいたします。  
中村事務員。

中村（農政課）事務員    続きまして、議案第220号になります。  
合計欄のみ読み上げます。  
筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積3,237平米。  
認定農業者への集積は100%です。  
議案第220号は以上となります。

窪田会長代理        ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ございましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

窪田会長代理        ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第220号について、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

窪田会長代理        全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
それでは、退室している田中委員の入室を許可します。

(田中農業委員 入室)

窪田会長代理        議事参与の制限に係る議題が終了しましたので、議長を再び田中会長に交代をいたします。

議 長                続きまして、議案第221号 農用地利用集積計画の決定について上程いたしますが、本件も委員に関する案件になりますので、委員会法第31条の規定により、丸山委員には退室をお願いいたします。

(丸山農業委員 退席)

議 長                それでは、農政課から説明をお願いいたします。

中村さん。

中村（農政課）事務員 続きまして、議案24ページをご覧ください。

議案第221号になります。

合計欄のみ読み上げます。

筆数6筆、貸付け1人、借入れ1人、面積8,956平米。

認定農業者への集積は100%です。

議案第221号は以上となります。

議長 ただいまの説明に関しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第221号について、原案どおり決定することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。  
それでは、退室している丸山委員の入室を許可いたします。

(丸山農業委員 入室)

議長 本冊のほうをご用意いただけます。  
続きまして、議案第222号から226号 農地法第3条の規定による許可申請許可の5件について上程いたします。  
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。  
保科主事。

保科主事 それでは、総会資料をご覧ください。前に、お手元に3条、4条、5条、納税猶予の別添資料がありますので、ご確認くださいと思います。その資料が今回の申請地の地図が添付されている資料になりますので、一緒に見ていただければと思います。

それでは、総会資料1ページをご覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請です。

議案第222号は、一体利用のため、所有権移転をするものです。

議案第223号は、相続したものの管理ができず、隣接する農地の所有者である〇〇さんが農地保全のため、所有権を移転するものです。本件は、下限面積の特例によるものです。

議案第224号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。  
議案第225号は、農業経営規模拡大及び農地保全のため、所有権を移転するものです。

議案第226号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。  
以上5件につきましては、議案第223号を除き、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、地元の委員の方から説明をお願いいたします。  
まず、222号、小林委員、お願いします。

小林農業委員 先ほどの事務局からお話がありましたように、譲受人はこちらで果樹、リンゴを現在栽培しております。所有をされた土地と一体利用ということで、問題がないと思われまます。  
以上でございます。

議長 ありがとうございます。  
続いて、223号、神林、塩原委員。

塩原（秀）農業委員 面積が121平米ということで、大変小さな、要するに農機具を使わずに、まんのうやじょれんとかで耕作できる程度の面積で、〇〇〇さんとお話をしましたけれども、その方がもう既にここを家庭のせんぜ畑として耕作なさっていて、それを耕作しないと荒地になってしまうということ。その場所は、その住宅の隣に面している場所ですので、しかもこれだけ小さな土地の面積ということで、ほかに活用方法がないということで、その〇〇さんに今後も管理をお願いしていくのが一番だというように判断しました。

議長 ありがとうございます。  
それでは、224号、寿、河西委員。

河西農業委員 特段問題ないと思います。

議長 それでは、225号、入山辺、武井委員。

武井農業委員 この農地は、譲渡人が相続したものですけれども、現在、神奈川県に住んでいるため、維持管理が困難な状態で、そこで今まで草刈り等面倒を見ていた隣近所の農家に譲り渡しするものです。譲受人は、入山辺でも有数な野菜専業農家でありまして、経営規模の拡大、農地の保全を守る上からも何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、226号、梓川でありますので、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員 当該農地は、〇〇さんが相続して管理しておりましたが、遠方に居住されており、ここ数年は耕作もされていないような状況にありました。今回、〇〇さんの遠縁に当たります〇〇さんが贈与を受けて管理していただけることになりました。この農地は道路と接していないため、前がなく、周りは宅地と水路に囲まれておりまして、実質的にはこの〇〇さんの宅地から進入するしか方法がありません。ですので、農地の管理等考えると、妥当な選択だと思いますので、許可相当と考えます。

議長 続きまして、5件全体を通しまして質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、5件について、一括して集約いたします。

委員の皆様には伺いますが、議案第222号から226号について、原案どおり許可することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、原案どおり許可することと決定いたします。  
続きまして、議案227号及び228号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、2件について上程いたします。  
それでは、事務局から説明をお願いいたします。  
保科主事。

保科主事 それでは、議案書3ページをお願いします。  
議案第227号、内容については議案書のとおりです。  
続きまして、議案第228号、内容については議案書のとおりです。こちらは、備考にもございますが、追認案件であり、令和4年2月1日付で農振除外済みとなっております。  
以上、これらの案件につきましては、立地基準の各要件を満たしていると判断しています。よろしくをお願いします。

議長 それでは、地元の委員の方の説明をお願いいたします。  
まず、議案第227号、和田でありますので、塩原俊昭委員、お願いします。

塩原（俊）農業委員 2月23日に田中推進委員と2人で現地を確認してまいりました。写真をご覧いただいた右の車の写っているその奥にありますのが〇〇さんの自

宅ということになります。左側に電柱が写っていますけれども、このさらに左側も宅地ということで、宅地と宅地の間に挟まれた畑ということになります。場所は、松本電鉄の新村駅から南のほうへ行った中部縦貫道の買収用地のすぐ南側のところになります。周りは農地と宅地が混在しているようなところでもありますけれども、両側が宅地ということでもありますので、農機具置場として利用されても全く問題ないというように思っております。以上です。

議長 続きます、228号、梓川、倉科委員、お願いいたします。

倉科農業委員 写真をご覧くださいまして、右側が農地の所有者であります〇〇〇〇さんの宅地になります。左側が松本市道になりますけれども、この農地は、この間に線で囲ってありますとおり、宅地と道路に挟まれてしまった、長さが大体60メートルくらい、平均の幅にしますと、1メートルに満たない細長い狭小な農地であります。こういった状況で、耕作は困難な状況でありまして、〇〇さんも、この市道から通行車両がはみ出して宅地のほうへ入ってしまうということを防止する目的で、当初は石を置いたりしていましたが、その後強固な石積みで建築されてしまったということでもありますので、本件の転用については、状況から考えますと、やむを得ないと思います。以上です。

議長 それでは、現地調査をしていただいた細江委員から順次説明をお願いいたします。

細江農業委員 227の和田の件ですけれども、地元委員のおっしゃるとおり、別に問題はございません。

続きます、228号の梓川倭の件ですけれども、地元委員のおっしゃったとおり、どうしようもないということで、問題はございません。

議長 ありがとうございます。

続きます、全体を通じまして質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第4条の規定による案件、2件について、一括して集約いたします。

委員の皆様には伺いますが、議案第227号及び228号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第229号から236号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、8件及び関連がありますので、議案第237号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件について上程いたします。

それでは、事務局から一括して説明をお願いいたします。

保科主事。

保科主事

それでは、議案書4ページをお願いします。

議案第229号、内容については議案書のとおりです。令和4年2月1日付で農振除外済みです。

続きまして、議案第230号、内容については議案書のとおりです。

続きまして、議案第231号ですが、過去の農地転用許可について、計画変更と同時申請となっていることから、議案第237号も併せて説明いたします。

初めに計画変更について、議案第237号、議案書の6ページをお願いいたします。

昭和45年に神奈川県に住んでいた〇〇〇〇さんが移住を目的とした農地転用許可申請を行っておりました。〇〇さんは転用許可後に移住を考えていましたが、仕事の都合により移住はできず、事業計画は実行されることなく現在に至ってしまいました。計画者、〇〇〇〇さんは当該土地の隣地に居住しており、駐車場等の増設をすることを希望しており、今回の計画変更申請となったものです。

あわせまして、議案第231号、内容は議案書のとおりです。計画変更の内容と同一の5条申請となっております。

続きまして、議案第232号、内容については議案書のとおりです。

続きまして、議案第232号、内容については議案書のとおりです。

続きまして、議案第234号、内容については議案書のとおりです。

続きまして、議案第235号、内容については議案書のとおりです。

続きまして、議案第236号、内容については議案書のとおりです。

以上、これらの案件につきましては、立地基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしく申し上げます。

議 長

それでは、地元の委員の方からご意見をいただきます。

229号について、神田でありますので、小林委員、お願いいたします。

小林農業委員

ここは以前、ガラス温室でしたが、3日ほど前に現地を確認したときには、もう既に整地をされて、きれいになっていました。ご案内のように、ここは駐車場の目的ということでございますので、近隣も通勤で車が増えて、駐車場の確保も急務となっていたということで、私は問題がないというよ



うに見てまいりました。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

それでは、230号、島内にありますので、河野委員、お願いします。

河野農業委員

230号、島内で日常的に砂利採取しているところで、場所的にも、あるいは計画内容も問題はありません。

以上です。

議 長

続きまして231もお願いします。

河野農業委員

譲受人、〇〇〇〇さんの家は、この写真で見ると、手前の塀が少し見えるところがございます。もともと譲渡人の〇〇さんが〇〇と2筆を宅地にするという予定で線引き前に許可を取ったものでございます。ところが〇〇さんが横浜のほうに住むようになったため、結果として、許可を取ったけれども宙に浮いていたということで、取った許可は計画変更ということで、〇〇さんのお宅は、車が5台ありまして、それはその通路に止めておいたそうでございますが、〇〇さんが一体で使うということになれば問題ないかと思えます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、232号、今井の案件ですけれども、私のほうから説明いたしますが、お手元の地図をご覧くださいとお分かりだと思いますが、手前の左側に少し空地があります。ここは隣の方が家庭菜園で作っていらっしゃる場所です。本当に集落の家続きの場所ですので、問題ないというように田中武彦推進委員と、本人の〇〇さんと立会いの下に確認してまいりました。

以上です。

233号、寿でありますので、河西委員、お願いします。

河西農業委員

建て売り住宅を3軒建てるという件です。地主はもう遠方に住まわれていて耕作できないので、やむを得ない案件ではないかなと思います。

議 長

続きまして234号もお願いします。

河西農業委員

これは先ほどの233号の敷地の北側、隣接地になります。ここだけ残っても農地としては使えませんので、転用は妥当だと思います。

議 長

235号、浅間温泉でありますので、柳澤委員、お願いします。

柳澤農業委員

この場所は、地図にもありますけれども、美鈴湖の北に番場池という農業のため池があり、その南側になります。この写真だと、林が見えますが、この反対側も林になっていて、そしてこの地図にはありませんが、この右側に農業用のハウスが五、六棟建っています。野菜を作るためで、特にここに太陽光発電の設備を造られても、周囲に影響はないと思います。

ただ、個人的な意見ですが、太陽光発電のパネルがいろいろなところでできていますが、古いものの処理が大変で、どのように処分しているのか。大体、25年ぐらい使うと思いますが、恐らく相当な数の不要になったパネルが出るとと思いますが、例えばこれを設置する〇〇〇〇〇〇〇〇の計画とかを、一通り読んでみましたが、後のことは何も書いてありませんでした。ですから、この点については、二、三十年後に問題になるのではないかなという気はしています。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、236号、波田でありますので、塩原委員、お願いいたします。

塩原（至）農業委員

〇〇さんの件でございますけれども、〇〇さんとお母さんが一緒に住んでいまして、今住んでいる場所は、災害特別警戒区域ということでありまして、〇〇〇〇さんの所有する土地については、この写真で見るところだけが特別警戒区域でない場所でありまして、その場所に住宅を建てたいということであります。見てもらうと、実際にはとても縦長で、入り口は10メートルぐらいしかなく、周りも住宅でありますので、やむを得ないかと思えます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、現地をご覧いただいた委員の方からご意見をいただきます。議案第229号から231号及び関連がありますので237号を細江弘光委員、232号から236号を塩原俊昭委員でお願いいたします。

細江農業委員

まず、229号ですけれども、駐車場ということで、先ほど地元の委員がおっしゃったように、別に問題はございません。

続きまして、230号ですけれども、砂利採取ということで、別に問題はございません。

231号と237号につきましても、現地確認した結果、別に問題はございません。

以上でございます。よろしく申し上げます。

塩原（俊）農業委員

続いて、232号、今井の件ですけれども、会長が報告されたとおりであります。全く問題ないかというように見てきました。

それから、233号と234号は地続きということで、宅地と農地の混在する中にある道路に面した土地ということで、2件とも全く問題ないかというように思っております。

それから、235号でありますけれども、ここは山の中でありまして、隣地のハウス栽培をされている方の同意も得られているというでありまして、全く問題ないというように見てきました。

それから、236号の波田の案件でありますけれども、これにつきましても、周りは全て宅地というような状況の中の農地ということでありまして、事情というか、そういったようなものもあって、全く問題ないというように判断いたしました。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
続きまして、全体を通しまして委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。  
久保委員。

久保農業委員 今の説明と柳澤さんからの説明、太陽光発電の件ですが、参考程度で構いませんが、いろいろな規制、先ほどの説明では、隣のハウスからの許可をもらっていたとか、いわゆる隣地ですね。そういう何か規定などがありますか、太陽光設置に関して。

議長 川村補佐。

川村局長補佐 お答えします。  
面積が1,000平米を超える件につきましては、景観等の関係も含めまして、建設部の都市計画課というところへ届出する必要があるとございます。  
届出のため必須ではございませんが、周辺住民への説明などが必要となっております。  
なお、参考までに、いつもご審議いただいている中でご承知の方も多いかと思われませんが、今回のものは常設型、いわゆる地面に置く高さの低い太陽光ですけれども、松本市の農政課で所管しております農振農用地の場合は、位置的代替性が取れないという理由で、常設型は基本的には不可としております。ただし、農水省のほうと経産省のほうで認めております営農型太陽光については、農振除外を要しないものとなります。  
以上でございます。

久保農業委員 ありがとうございます。

議長 いいですか。  
基本的には、雑駁に言うと、白地じゃなきゃ駄目だということですか。

保科主事 白地で、あとは基準が、農地法の農地区分の基準が取ればというような形になってきます。

議 長 青地なら、営農型じゃなきゃ許可はできませんということですか。

保科主事 そういう形になっています。

議 長 他の委員で何かありますか。  
中川委員。

中川農業委員 事務局に解釈について伺いたいというところですが、議案番号230、農振農用地の一時転用ですが、今日の後半で農政課から説明があると思われませんが、農業振興地域整備計画の総合見直しの実施についてということで、5年に1度の見直しという、そういうことになっていると思いますが、ここにあります農振農用地というのは、本来は設定してから10年あるいはそれ以上の長きにわたって農業をする場所であると規定されているわけで、ここで一時転用というのは、そもそも農振農用地、こういうところが農振農用地だということから考えると、一時転用でも、砂利採取ということで、これは農業じゃないということになるため、ここがどうなのかなという気がしています。

一時転用はいいですが、これで砂利の採取の場合、農振農用地であってはならないという解釈に私はなると思いますが、その辺はどういう解釈をすればいいのでしょうか。

保科主事 こちらのほうですが、農業振興地域の計画にこの場所で一時転用するということに関しては、農業振興計画の中で支障がないというような形で私たちは農振担当のほうからいただいておりますので、中川委員のおっしゃりたいことも分かりますが、一応そういった手続を踏んだ上で行っているので、農振の担当のほうからは、特にそれで問題はないというような形でいただいておりますが、そんな回答でよろしいでしょうか。

中川農業委員 また後半で質問させてもらいますが、ちょっとこの辺が非常にあやふやな部分であり、農振農用地という農地だから、そこで私は砂利の採取もあったものではないと思います。そこで農業をやらなくて、ほかに何をやるのか。農業をやる地域が農振農用地ということではないのかなと私は思いますので、後半の段階でまた質問させてもらいます

議 長 他の委員で何かありますか。  
河野委員。

河野農業委員 今、一時転用のことでお話がありましたが、島内では、昔から梓川が氾濫して、相当な部分で、砂利が底のほうにあります。毎回とは言わないです

が、年に何回か砂利採取の申請が出ています。大体7メートルくらい掘って、それでこの辺り、みんな圃場整備やってあるところで、表土から20センチという基準でやってあるものですから、それをいわゆる耕作土をその倍近くに増やすため、下の7メートルまで掘って、その中間にある砂利を取って、元へ戻すということで一時転用ということでもずっと今までも承認してきたという経過がございます。それはまた農政課のほうに確認をいただければいいと思います。

私の質問のほうですが、先ほど太陽光発電のお話ありましたが、この場所は、たしか美鈴湖へ上がるところの手前で、たしか地盤があまり良くないところだったというように記憶をしていますが、特に申請の段階で、いわゆる補強とか、そういったようなことは申請のほうでは出されていますか。

議 長 太陽光の補強といたしますか、どうですか。  
保科主事。

保科主事 図面は頂いていますが、特に補強という名目ではもらってはおきませんので、今、お話を伺いましたので、申請者の方には再度確認をとります。

議 長 柳澤委員。

柳澤農業委員 ただいまの説明の補足になると思いますが、この番場池というのは、農業用のため池で、実は本郷地区もそうですけれども、岡田のほうも含めて、農業のため池が何か所かあって、女鳥羽川土地改良区が中心になって、ため池の特に堤防が、大きな地震が来たときに崩れて、その水が下に流れると大きな被害をもたらすということで、ここ二、三年、かなり堤防の補強をやってきています。多分、地盤云々というのはその話だと思いますが、この議案第235号のこの太陽光発電の図でいいますと、丸印のついたこの池の南側に太陽光のパネルを並べる訳ですけれども、補強工事をしたのはその反対側です。

河野農業委員 補強工事やったということは、多分あの道路側のほうの基礎工事をされたということで、南側は多分やる必要はないといたしますか、水が流れてたまるとい状態だと思いますので、担当のほうに補強工事の確認するようお願いをしたいということです。

柳澤農業委員 そうですね。この地図でいうと、ちょうどこの南側に5メートルくらいの道路が走っているんですけれども、多分このところの堤防の補強は既に終えているということです。

議 長 保科主事、よろしいですか。

保科主事 はい。

議長 ほかの方で何か質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですか。  
それでは、農地法第5条の規定による案件、9件について、一括して集約いたします。  
委員にお伺いしますが、議案第229号から237号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。  
続きまして、議案第238号及び239号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、2件について上程いたします。  
事務局から一括説明をお願いいたします。  
保科主事。

保科主事 総会資料7ページをご覧ください。  
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。  
議案第238号、島立にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。  
併せて特定貸付けも行っています。  
議案第239号、野溝西2丁目にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。  
以上になります。よろしく申し上げます。

議長 それでは、地元の委員の方から意見をお願いいたします。  
238号、濱委員、お願いします。

濱農業委員 位置については資料の地図のほうをご覧くださいと思いますが、平成31年から今年の2月までの3年間、水稻もしくは麦、大豆の栽培ということで、3年間休まず耕作されておりますので、問題ありません。  
以上です。

議長 ありがとうございます。  
それでは、窪田代理、お願いします。

窪田農業委員 場所は地図のとおりであります。先日見てきましたけれども、冬というような時期でありますので、作物の植付けというのはなかったですが、圃場はそれぞれ耕起をされておりましたので、特に問題ないと思っておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

全体を通しましてこの案件、2件につきまして、ご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、2件について一括して集約いたします。

委員の皆様には伺いますが、議案番号第228号及び239号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第240号 農地法施行規則第17条第2項の規定による別段面積廃止の件について上程いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

川村補佐。

川村局長補佐

農業委員会事務局、川村です。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

資料9ページになります。

別段面積廃止の件ということで、こちらにつきましては、平成28年から昨年にかけて指定してありました別段面積、合計368筆を、昨年の農地利用状況調査において、皆様にご苦労いただいたところですが、そのときに再点検をしていただきました。

その結果、2の調査結果がございしますが、上の耕作放棄地Bから農地除外までの4項目、これにつきましては、合計75筆ありますが、既に農地性を持ってないということで、廃止とします。残る5行目から最後の遊休農地(2号)まで293筆は、引き続き別段農用地として指定していきます。いわゆる1のところにありますように、75筆、4万3,035平米を廃止したいという件でございします。

なお、内訳といたしましては、次のページ、10ページ及び11ページに一筆ごとの情報を載せてありますので、ご覧いただければと思います。

以上でございします。

議 長

それでは、質問、意見等ありましたら、お願いしたいと思ひます。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第240号について、原案どおり対象農地を廃止することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本件は原案どおり廃止することといたします。  
続きまして、議案第241号 農地法施行規則第17第2項の規定による別段面積設定の件について上程いたします。  
それでは、事務局から説明をお願いいたします。  
川村補佐。

川村局長補佐 引き続き私のほうから説明させていただきます。  
着座にて失礼いたします。  
資料は12ページになります。  
今回は設定の件になります。  
5筆ございますが、件数的には3件という形です。岡田、取出、波田とそれぞれあるわけですが、上の2件、岡田と取出の件につきましては、県外在住の方で、管理ができないということにして、5番につきましては、中部縦貫道の松波田道路関係でありまして、先月の定例会で別段面積に設定しても構わないということをご審議いただいた案件でございます。  
合計5筆、3,103平米ですが、既に地元委員の方から確認をしていただき、問題ない旨で回答を得ています。  
なお、先月もご審議いただきましたが、審議方法につきまして、今までは年度1回の審議でしたが、今回から案件があるごとに定例会へ諮ってまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。  
以上でございます。

議長 ありがとうございます。  
それでは、質問、意見等ありましたら、お受けいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。  
議案第241号について、原案どおり対象農地を設定することに賛成の方の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。



全員賛成ですので、本件は原案どおり設定することと決定いたします。  
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。  
事務局から報告事項のアからカついて一括説明をお願いいたします。  
保科主事。

保科主事

それでは、報告事項のアからカについて説明いたします。  
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。  
総会資料13ページをご覧ください。  
13ページ、非農地証明の交付状況の件、1件、14ページから16ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、25件、17ページ、公共事項の施行に伴う届出の件、1件、18ページから19ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、16件、20ページ、農地法第4条の規定による届出の件、6件、21ページから22ページ、農地法第5条の規定による届出の件、7件。  
以上になります。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。  
ただいま報告について皆様から質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、これらの報告事項につきましては、事務局説明のとおり承知おきをお願いいたします。  
農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩といたしますが、それではその時計で2時50分から再開いたします。

(休 憩)

議 長

総会を再開いたします。  
休憩前に引き続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から議事を進めてまいります。  
初めに、報告事項のア、松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の総合見直しの実施についてを議題といたします。  
農政課から説明をお願いいたします。  
羽入田主任。

羽入田（農政課）主任 お世話になっております。農政課の羽入田です。

資料23ページ、松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の総合見直しの実施についてご説明させていただきます。  
着座にて失礼いたします。

まず、1の趣旨ですが、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、松本農業振興地域整備計画の総合見直しを行うものです。

2、目的につきまして、資料24ページ、別紙1に記載のとおりで、農振計画は、農業の振興を諮るために講ずべき施策の実施方針でありますマスタープランや、今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地を定めた農用地利用計画で構成されており、おおむね5年ごとに見直しを行うこととされております。

現在の見直しは、平成26年から28年に実施しており、完了から5年が経過しています。そこで、農業・農村を取り巻く環境の変化の対応し、農用地区域への編入や除外が必要な土地を調査し、計画の見直しを行うものです。

編入・除外の見直し基準は、資料25ページから26ページに記載のとおりで、農用地区域として保全または編入する対象は、集団的に存在する農用地や、土地改良事業等実施中及び完了した土地等といたします。

農用地区域から除外する対象は、集落内に介在する農地や集団的農用地から孤立する農地等といたします。

見直しの実施期間は、令和4年から6年度を予定しており、日程（案）は資料27ページ、別紙3に記載のとおりです。令和6年10月の公告を予定しております。

資料23ページに戻ります。

4の今後につきまして、松本市農業委員会へは土地状況調査等終了後の令和5年7月頃に見直し候補地を提示させていただく予定ですので、協議の上、意見集約をお願いいたします。

説明は以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いいたします。

中川委員。

中川農業委員

中川です。

2月7日もいろいろお話を伺いまして、ありがとうございます。

その時の続きの質問になります。

幾つかありますが、まず現行の農振農用地、ここが農振農用地である、ここはそうではないという色分けがありますが、その色分けそのものと、それから本来農振農用地のあるべき姿というのは、農振農用地とは、設定してから10年あるいは長期にわたって農業振興を果たしていくべき農地ということですが、実態を見たら、必ずしもそうではないというところがあるところとあります。

例えば、今日の資料の中で、非農地判断リストというのがありますが、要は、非農地判断で、農地台帳から外して、非農地判断通知書というのが地権者のところへ行って、それを法務局へ持って行ったら、もう農地でなく

なり、山林へ地目が変更になります。しかし、青地のままだということになります。

要は非農地判断するような農地は、ここ1年、2年で非農地になったのではなくて、5年も10年も不耕作の状態であったからこそ、非農地判断するより仕方がないということだと思いますが、であるならば、5年前に調査しなかったというか、そこまで手がつけられなかったということだと思います。

ですから、今回、見直しでもう一回調査しようではないかというときに、業者さんに依頼をされると思いますが、どこまでの精度をもっておやりになるつもりなのかというのを確認したいです。

もう一つ、今日の前半の5条のところの話にもありましたが、農振農用地を一時転用して砂利の採取をするという案件がありました。

一時転用で、1年たったら農地に戻す、これはこれでいいんですが、本来であれば、農振農用地というのは農業に資するべき農地ですから、一時転用もいかなものかと思います。

手続としても、一時転用するならば、一遍除外してから、それから一時転用、それが手続として正解であるような気がします。そういうのが幾つもあると、どうも実態と、制度の本来のあるべき姿と実態の姿、それが乖離している部分がいろいろあるように見受けられて仕方ありませんが、その辺、どのような見解でいらっしゃるのかというのを伺いたい。

議 長

基本的には、今日はスケジュール的な、こういう方法でやりたいという説明ですので、そちらもリンクしています。その辺の疑問点、それぞれお答え願いますが、一応これからのフローにあった説明のとおり、見直しはこういう形で行くという報告ですので、まずそれをご承知おきいただきたい。それでは、羽入田主任。

羽入田（農政課）主任 ご意見ありがとうございます。

まず、非農地判断の農地についてということで、5年前に外すべきだったのではないかというお話ですが、総合見直しで見直すものにつきましては、法的な10ヘクタール以上の集団的な存在する農地ですとか、25ページに書いてある基準に基づいてゾーニングをした上で、連担性のあるところについては青地にするといったような基準に基づいてやっておりますので、不耕作地だからといって外すというわけではないです。

非農地判断がされたものにつきましては、後追いで総合見直しなどで一括で除外を今まではしてまいりましたので、多少のタイムラグはあると思いますけれども、最終的には青地ではなくなるということになります。

中澤（農政課）係長 計画担当の中澤と申します。

2点目のご質問の一時転用のお話ですけれども、基本的に農振法上と申しますか、一時転用という形の期間が短いものに関しては、結論から申し上げますと、除外はいたしません。あくまでも長期的、農振法関係でいくと、

長期的に農地としてという保存になりますので、一時転用であれば、期間が短い、かつ農地に戻るといふことになりますので、そもそもの除外の趣旨に合いません。除外をしてしまうと、そこは農地でないという判断になってしまうので、最終的に砂利の採取をして、下のほうの砂利は取りますが、この上はまた農地として戻すということが分かっているのであれば、そこは農地利用のまま、今後また10年、20年、長期的なスパンでいけば、農地利用していただけるということなので、逆に除外をしてしまうと、編入もあるんですけれども、除外してしまった以上、農地以外の利用が何でも可能になってしまいますので、基本的には農地としてご利用を今後もしていただくようであれば、農振のほうとしては、そのまま青地で、引き続きご利用していただきたいので、農地法上の一時転用という期間が短いものとかで済むという形であれば、農振法上はそのまま青地ということで、保存していくこととなります。

これは砂利採取に限ったことではないですが、一時転用で期間が短いもので、農地のご利用もまた引き続きいただけるというものであれば、青地のままということで、定義的には、そこは違うんではないかと思われるかもしれませんが、また期間の長い目で農地という中で見ていただければ、そのまま農地利用をしていただけるので、そこが合っているところもありますので、また、除外したほうがいいんではないかというご意見も確かにあると思いますが、農振法としては、長期的にまたご利用していただくということになります。

以上です。

議長

どうですか。

農振から外すわけではなく、一時転用ということで、農振のままということですが、一時的にあくまで転用するというので、それは期間とかその使い方とか、もちろん判断はそこにあるということですが。

その前段は、現実を見ると、農振ではないところに農振ではないものが点在して言えるけれども、これはどういうことかという意味です。

中川委員。

中川農業委員

例えば、白地の中にぽつんと青地があるというのものもあるし、あと青地って連担性ですから、青地が除外され、隣が除外され、ここが除外され、こっちも除外されて、たまたま真ん中にぽつんと残っている青地、残ってしまった青地というのが存在しているというのがありますが、そういうところを今回見直されるということで私は理解していますが、それはそれでいいです。いわゆる私がこだわりたいのに非農地判断がありまして、羽入田さんがおっしゃったように、別の課にリンクをさせて、タイムラグはあるけれども、ある一定の期間をもって青地の除外申請をお願いします。

というのは、例えば私が地権者だとすると、もう代が替わって、次の人に相続をするとして、ここはもう農地でなく山林だと言われても、相続した人はそんなこと分からないわけであり、農振農用地も同様で、相続してか

らそんなこと言われても、もう何のことかも分からないということではいけないのではないかとということです。

ですから、中を見たらたくさんありますので、その辺のところは、できるだけの精度をもっておやりたいだければいけないかと思っていますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長 ほかの方で何かありますか。  
河西委員。

河西農業委員 今回の計画についての見通しを教えてくださいたいですが、大幅に増えたり、大幅に青地が減ったりというようなことはありますか。

議長 羽入田主任。

羽入田（農政課）主任 ご意見ありがとうございます。

見通しということなんですけれども、基本的には編入や保全すべき農地については、もう既に青地であるところがほとんどですので、編入はあまりないかなと考えております。

基本的には除外することになるんですけれども、前回の実績でいきますと、除外が1,925筆、98.8ヘクタールの除外でした。今回は実際にやってみないと何筆になるかというのは分かりませんので、除外が多いだろうというお答えになりますけれども、よろしいでしょうか。

河西農業委員 ありがとうございます。

議長 ほかの方で何かありますか。  
中條委員。

中條農業委員 1つだけお聞きしたいんですが、農地全体が青地なんですけれども、その中にぽつんぽつんと白地があるというのは、その地主さんが何か以前にそういう手続きをして、変更したということなんですか。

議長 羽入田主任。

羽入田（農政課）主任 ご質問ありがとうございます。

青地の中に白地が点在しているものも見受けられますが、農振農用地がまず設定されたのが昭和46年でして、この当時に既に宅地であったところについては農用地にはなっておりませんので、そういったところもあるかなと思いますし、転用などの見込みが取れたものにつきましては、除外している場合もあります。

議 長 中條委員。

中條農業委員 その当時は多分、宅地化してなんて考えてなかったと思います、例えば、果樹園の真ん中にぽつんと白地がある場合に、理由がよく分からなくて、それを戻せということではありませんが、そういう原因が何かというのが分かればいいんですけれども。

多面的の調査でやったら、結構白地があって、その補助金の対象外になってしまうものですから。

議 長 中澤係長。

中澤係長 答えになるか分かりませんが、昭和46年に農振の網をかけたときに、今と土地の形状が若干違っているところもありますし、農振をかけたときに、当時皆さんに青地にしますということお話があったと思いますが、もうそのときから白地だったものについては、基本的にもう白地で残ってしまっています。

今、お話があったように、当時、農地としてやっていくというものについては、基本的に青地でやったと思いますが、もう土地を何か利用したいとか、もし白地という形になっている農地もあれば、ご本人からの申出がない限り、こちらから編入を強制的にすることは今までしてなかったもので、今に至るまでというのがありますし、もしかしたら、ケースによっては、除外ができて、過去除外したものもあるかもしれなませんが、そうやって最初からもう白地ですとされたものについては、こちらからの編入をすることは今までなかったもので、今としても白地として残った形になりますので、今お話があったように、これからもずっと、確かに青地の中にぽつんと白地というのは変になりますので、今後そのまま農地として編入をしていくというご意向であれば、市としても編入することはやぶさかではないです。昔は補助金がなかったですけれども、多面も含めて、いろいろな補助金をもらうのに、青地でなければいけないという制限ありますので、ただ、そこは同じ利用の仕方でも補助金をもらえないというのも変になりますので、そういった形で編入しているケースも多分ありますので、多面とか利用できないので、青地に編入したということもありますので、また個別で対応する形になると思います。

中條農業委員 分かりました。

議 長 ほかの方で何かありますか。  
塩原委員。

塩原（俊）農業委員 実は和田のほうで、この23日に中部縦貫道の関連するジャンクションの設置の地元説明会がありました。概略の説明ということで、市の建設課のほうから来ていただいて、お話をいただいたんですが、概略ということ

でありまして、これからどのぐらい残地がどういう形で残っていくのか、そういったようなことがまだはっきり確定していない状況です。

それに伴いまして、そういった残地をどういう形でしていくかというようなことを協議していくのがこれからだと思いますが、そういうことになると、この農業振興計画のプランの素案の完成が令和5年の4月と、もう1年切っているわけですが、これまでの中で、和田の中で残地に対する扱いがどういようにしていくのかというようなことの時間的な余裕が厳しいではないかなというような気がします、その辺、どうなんでしょうか。

議 長 羽入田主任。

羽入田（農政課）主任 ご意見ありがとうございます。

残地についてどうされていくかということですが、現在青地のものに対しては、基本的には青地のまま残っていきますので、個別的にその後残地に何か具体的な転用計画などがあるようであれば、個別で随時受付によって除外をしていくという形になるかと思っておりますので、またそのときはご相談いただければと思います。

議 長 塩原委員。

塩原（俊）農業委員 計画によりますと、農地と道路が多く入り組んだ形になって、不整形のような土地がかなり出てくるという説明だったものですから、そのようなことを考慮に入れながら、これから私どもも進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議 長 ほかに何かありますか。  
橋本委員。

橋本農業委員 この見直しについて、どういった方々が執行に立ち会って調べるんですか。その辺を教えていただければ。

議 長 見直しの主体者は誰が見直すのか。  
羽入田主任。

羽入田（農政課）主任 ご意見ありがとうございます。

現地調査などについて、まだ、未定ですが、基本的には調査の方法としては、図面上で連担性が取れるかどうかというのを業者委託する形になり、面的なものがどうなっているかという形になりますので、現場を誰が立ち会うかとか、そういったことはまだ、現地調査をやるかなども未定の状態であります。

議 長 主体はどこになりますか。

羽入田（農政課）主任 主体は松本市です。

議 長 中澤係長

中澤（農政課）係長 補足ですが、基本的に総合見直しに関しましては、こちらに基準があるとおりに、例えば空からぱっと見たときに、この要件に従って孤立しているものを基本的に対象といたしまして、個々の細かいところまでは、この総合見直しでは、正直そこまでまだ見ないと思います。

基本的には、面的にもう明らかに孤立している農地とか、既に公共事業等が入って形が変わってしまったものとかを一斉除外して、きれいにするという形になりますので、基本的に今、松本市のほうでその場所を図面とかを中心に見て、場所を選定して、候補地を探して、候補地が出ましたというところで皆さんにお諮りして、ここを除外したいんですけどもよろしいでしょうかという形で、ご意見をいただくという流れになりますので、現地の立会いとか、今、個々その耕作状況とかまでは、この総合見直しでは現状見ないんで、基本的には我々のほうで調査をしてやっていくという形になります。

議 長 橋本委員、よろしいですか。

橋本農業委員 はい。

議 長 中川委員。

中川農業委員 このスケジュール見ますと、令和4年度の4月ですから、もうすぐですが、地図等作成業務委託というように書いてありまから、どこか業者さんに委託して現地調査してもらうものと理解していましたが、そうじゃないということですか。

議 長 中澤係長。

中澤（農政課）係長 基本的には、今も航空写真とか、私たちのほうで青地を、筆で全部管理していますので、あと農業委員会さんとか、台帳へ農地がどこだという筆で管理していますので、基本的にはそこでマッチングを中心にやっていく形になります。

台帳と我々の農振と、そういう形をやって、データで基本的にここを作っていく形になりますので、現地調査を一気に行うわけではありません。

議 長 基本的には、今ある航空写真、きれいな航空写真で直近で撮ったものがありますので、例えば航空写真の直近でいくと、これは令和2年に撮った航空写真というのがありますので、そういったデータと筆の番号で管理して



いるものを全てデータ上マッチングさせて、おかしいというのを中心に見直しをしていく形になりますので、一件一件全部青地を見て回るということはこの作業ではしないです。

中川委員。

中川農業委員　　そうしましたら、地区に農振協議会ってありますが、その出番というのがあるんでしょうか。例えば、こういう原案つくったんだけど、地区の農振として確認する場はあるんでしょうか。

議　　長　　羽入田主任。

羽入田（農政課）主任　日程（案）でいきますと、令和5年の5月から6月に地区農振協議会のほうに、ここを見直したいので、この地番を除外してもよろしいでしょうかというのをご相談させていただきますので、そこでご協議いただく形になります。ここで必要があれば、現地調査していただいてということになります。

中川農業委員　　何しろ里山辺ですけれども、墓地、青地に墓地、どっちが先か分かりませんけれども、墓地が青地であるという案件がありますので、どう見てもおかしいため、こういうところまできちっと見ていただくようにぜひよろしくをお願いします。

以上です。

議　　長　　ほかに何かありますか。  
倉科委員。

倉科農業委員　　意見ということではないですが、以前別の立場で行政に携わっておりましたので、若干補足説明させていただきたいと思います。先ほどから農振の区域の総合見直しという言葉を使っているんですけども、最初に農振の区域を決めたのが、もう50年も前ということで、それ以降、一体この松本市内の農地に対して補助事業がどれだけ入れられてきたかということです。用水路もそうですし、区画整理ももちろんそうです。平成に入ってから、圃場整備、今までやっている区域もありました。そういったところの農地は、基本的に青地です。これを除外するという事は基本的にないので、幾ら総合見直しという名前でありましても、基本的にそういった農地に対しては、外すことは諸般の事情によりありましても、基本的に大きく変わらないというように考えていただいたほうがいいかと思います。簡単に言うと、農振見直しはそういうことになります。

議　　長　　ありがとうございました。  
今、倉科委員の方向性、間違いはないですか。  
中澤係長。



きやいけないと。あと、オのところですね、業務執行役員要件というようなこと、そんなようなことで要件がございまして、提出された書類に基づきまして事務局で審査をして、全て提出された法人については適合しているということを確認してございます。

引き続きまして、未提出の2法人についても引き続き指導してまいります。以上でございます。

議 長

ご苦労さまです。  
ただいま説明がありました。  
これより質疑を行います。  
発言のある方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件はただいま説明のとおりでありますので、ご承知おきください。

次に、報告事項のウ、山林化農地に関する非農地判断の結果についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

上原主査。

上原主査

山林化農地に関する非農地判断の結果についてということで、私から、33ページからになります。説明させていただきます。

着座にて失礼します。

要旨として、令和3年度の農地利用状況調査の結果、既に山林化しており、農地として再生利用は困難と判断された農地について、国の判断基準並びに市の事務処理方針に基づいて、非農地判断候補地の所有者に対して事前通知を送付し、所有者から非農地判断の実施に同意しない旨の申出があった農地を除外及び再精査等により非農地を確定しましたので、その結果について報告するものです。

結果として、今年度は委員の改選があったため、利用状況調査を例年より早く実施する必要があったので、利用状況調査は市内21地区において6月から7月に実施していただきました。

10月定例総会において、非農地判断の実施方針について報告しました。

12月10日に「農地の非農地判断の実施について」という事前通知を発送し、申出期限を1月31日としました。

非農地の数値が確定しましたので、2月14日付で非農地判断に係る対象農地の事務局決裁を取りました。

非農地判断を実施する農地は、33ページの3のとおりです。

1月末時点のB判定農地は3,787筆、205.1ヘクタールとなり、非農地判断対象農地は1,726筆、94.3ヘクタールとなります。

地区別の詳細については、別紙1のとおりということで、35ページにありますので、ご覧ください。

筆ごと、筆別の詳細については、別冊のとおりであり、1,726筆について列記してございます。

続いて、非農地判断後の処理については、市関係課、具体的には農政課、耕地課、森林環境課、資産税課になりますが。及び法務局に情報提供を3月中に行います。

続いて、農地台帳の整備を行います。参考資料ということで、別紙2、36ページにございます。(4)の部分を網かけとしておりますが、アということで、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合。イということで、今のア以外の場合であって、その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれる場合は、農地に該当しないものとするがあります。

現時点での非農地判断候補地は山林化した農地のみとしておりますが、今後は完全な山林でなくとも、仮に復元しても、継続して利用することが無理だろうという農地については、非農地の対象になってくるものと思われまます。

来年度以降の非農地判断の手続ということで、34ページにありますが、3点列記してございます。

当然のことですが、毎年行っている利用状況調査の結果を踏まえて実施します。

非農地判断に係る本市独自の事務処理方針、事前通知のことですね。国はB判定イコール即非農地という流れですが、本市では、いろいろなことを考慮して事前通知を発送していますが、その事務処理方針については、今後も関係課と十分な調整(確認)を行います。

今回の非農地判断に関し、土地所有者から実施に同意しない旨の申出、延べ220筆ほどあったわけですが、その農地については、今後の利用状況調査の結果を踏まえて、非農地判断の対象とします。今回、非農地判断に同意しない旨の連絡を受けた際に、今後も状況に変化が見られない場合は、再度非農地判断の対象となるであろう旨を周知しております。

過去の非農地判断の取組及び参考法令は、34ページ真ん中から下になります。

あと、今回の資料にはありませんが、非農地判断について、私から委員の皆様へ周知というか、依頼がございませます。

8月に委員の改選がありまして、その後、各地区でブロック会議を開催しました。その際、白地図と航空写真の入った地図を受け取ったと思います。この地図を作成したのは私なんですが、明らかに山の中に農地がぽつんとあつたりするようなことがありました。何だかなと思いつながら地図を作っていました。以前は耕作していても、現在は荒廃地という箇所がいまだに数多く存在します。私たちとしては、やはり農地として登録がある以上は、ここも守ってほしいという思いはあるんですけども、明らかにもう

無理だなというような農地については、農地でなくなってしまうことは残念なんですけれども、うまい言葉が出てこないんですけれども、これ、山に返すというような意味でも、来年度以降、非農地判断の候補地として報告していただければなと思います。

私からは以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいまから質疑に入ります。

発言のある委員の方は挙手をお願いいたします。

じゃ、武井さん、お願いします。

武井農業委員

今、農地パトロールで見ているんですけれども、白地図をもらって、見ているんですけれども、まず作った年度、今、私どもが預かっているのは、何年度に作成したのかな。

要は、既にもう非農地になっているのも、まだそのまま載っているのもあると思うし、特に相当数が存続、もう既に山林化しているのに残っているというのが相当数あると思うんですけれども、あれはなるべく新しいデータで渡してもらおうと、より一層効率も上がるし、いいかなと思うんですけれども、あれは何年くらいに1回見直すとか、現状は何年のものですか。

議 長

じゃ、上原さん。

上原主査

今回渡した地図は、去年の4月時点のものデータになりますので、昨年度非農地判断した農地は含まれてはいないはずで。

一応その白地図と航空写真は、委員の改選時にお渡ししているものになりますけれども、なので改選後にお渡しした地図については、取りあえず去年非農地したデータは入っていないので、現時点では最新のものをお渡ししてございます。

ただ、今年度、ちょっとあれですね。前の委員さんが結構しっかりやっていただいて、1,700筆ほど非農地になりますので、そうなると、特に今回多かった四賀とか本郷、山辺のほうは大分落ちますので、今手元にある地図とはちょっと変わってくるというようなことになってきます。

ただ、来年度また実施、状況調査するときに、ちょっとまだ不明なんですけれども、恐らくまた地図をお渡しすることになると思うんですけれども、そこには当然もう今回落としてやつは挙がってきませんので、できればそちらのほうを見て、また来年度取り組んでいただければなというふうに思います。

議 長

よろしいですか。

武井農業委員

はい。

議長 　　そういうことでご理解をお願いします。

武井農業委員 　　はい、分かりました。

議長 　　ほかの方でこの案件に対して何かありましたら、お願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長 　　それでは、ご承知おきをお願いいたします。  
　　続きまして、報告事項のエ、令和4年度農業委員会行事予定（案）についてを議題といたします。  
　　事務局の説明をお願いします。  
　　板花補佐。

板花局長補佐 　　総会資料37ページからお願いいたします。  
　　令和4年度の農業委員会の行事予定（案）についてということです。  
　　要旨にもありますとおり、2月時点における全体行事予定（案）ということでご報告します。  
　　主な行事予定、2番のところでございます。  
　　まず、定例総会。  
　　4、7、8、10、1、3月の総会につきましては、農業委員のほか推進委員を招集しまして、委員研修会または農地利用最適化の推進に関する情報交換会を開催してまいりたいと思います。  
　　8月は移動農業委員会としまして、本庁以外の地区に出張しまして開催できたらということで、一案として、情報・研修委員会のほうでもちょっとアイデアが出ておりますけれども、安曇地区はどうかというような話も出ているところでございます。  
　　（2）としまして、松本市農業施策に関する意見書、農業振興委員会事業でございます。9月に意見書を提出、10月に市長との懇談会を開催という計画をしております。  
　　（3）松本市農業活性化シンポジウム、情報・研修委員会の事業でございます。農閑期の冬に開催という方向で進んでおります。予算案でございますが、講師等謝礼17万5,000円を計上しているところでございます。ちなみに、過去の開催状況は、その下のとおりでございます。  
　　38ページに進みまして、（4）県外視察研修でございます。1泊2日の日程で実施できたらということでございますが、予算案として、バス借上料37万円を計上してございます。  
　　その他関連事業ですが、松本市農業者年金協議会事業としまして、総代会・講演会を6月頃に開催できたらということでございます。  
　　3、ブロック活動でございます。  
　　新年度のブロック活動の内容につきましては、ブロック長さんを通じまして各ブロックに検討を依頼しております。計画書の提出は、3月の総会時

となっております。

令和4年度の行事予定(案)につきましては、別添1。別添1につきましては、総会等の予定でございます。それぞれ現在の状況をご確認ください。市長との懇談会につきましては、11月9日水曜日ということで、秘書課と調整を図ったところでございます。

続きまして、40ページお願いします。

全体の主要な会議、県あるいは国等も含めた全体の主要会議の予定でございまして、まだ素案でございますが、空欄が現在のところまだ多いわけでございますが、このようなことで進みたいと思います。

市長との懇談会、11月9日と申し上げましたが、1か月ちょっと前の10月5日に意見書を市長に提出したいと考えてございます。役員対応でございまして、10月5日に提出したいということでございます。

こんなことで今のところ計画中でございますので、ご承知おきください。以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

これより質疑を行います。

発言のある方は挙手をお願いします。

齋藤さん。

齋藤農業委員

今後の主要会議等の予定ですけれども、8月31日、安曇地区、移動農業委員会があります。これは、場所は別に、会議やるくらいなら別に問題はないんですが、これ、研修とか視察とあるのは、何を研修するのか。安曇地区は何も視察する内容はないんですよ。何をしようとしているんですか。今、初めて今日会議に出て見ましたけれども。

ほかに対象がいっぱいあるような気がしますから、涼しいからあれですか、やはり。別に会議だけならいいんです。研修はちょっと自信がないですね。

議長

じゃ、事務局で何か。

板花補佐。

板花局長補佐

ありがとうございます。

具体的な内容につきましては、情報・研修委員会のほうで検討していただいているところでございますが、前回でしたか、情報・研修委員会で安曇地区はどうかというようなアイデアが出たというふうにお聞きしております。

1つの案としてこちらに挙げてございますが、もちろんもっと細かい点を詳細に検討する中で、もっと別の場所がいいんじゃないかというようなことが出るかもしれません。それは情報・研修委員会の検討にまた委ねていきたいとは思いますが、安曇地区でも、乗鞍高原ですとか、ソバの畑ですとか、あるいは〇〇〇〇〇〇さんと提携したホップを栽培しているところとか、あるいは花豆ですとか、誇れるような特産品が多々あるとい

うふうに聞いておりますので、そんなことも含めながら検討していただけるのではないかとこのうふうに承知してあります。

以上でございます。

議長 齋藤委員さん、そういうことで、一応案の案で、また今、補佐がおっしゃったことですし、また中川委員長主体にその辺のすり合せ、また齋藤委員さんとも調整しながら、なるべくご負担かけないように、かといって有意義なものになるようにということで、またご協力いただければと思います、そうなった暁には、よろしいですかね。

齋藤農業委員 何か猿に荒らされたような畑を見せるのは恥ずかしいような気がしてきて、ソバは私も作っていますので、それを見せることはできますが、ちょっと獣害がひどいので、何とも言えないんですが、ちょっと自信がないです。

ホップ畑は、これもすぐ近くですが、見せることは可能です。ちょっと思ったより狭いなど思われるかもしれませんが、ちょっと自信がないです。よろしく願いいたします。

議長 じゃ、ご意見はご意見として賜っておきます。  
ほかにありますか、この行事について。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですかね。  
そういうことで、お聞きしたということをお願いしたいと思います。  
それでは、次に報告事項のオ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。  
板花補佐、お願いいたします。

板花局長補佐 41ページの主要会務報告については、そこに記載のとおりでございますので、お目通しを願います。

本日、2月28日、本日につきましては、この後、農業振興委員会をこの会場で、ちょっと机を縮小しまして開催してまいります。そして、情報・研修委員会ですけれども、出て向かい側の視聴覚室で情報・研修委員会を開催ということになっていますので、よろしく願いします。

続きまして、42ページでございます。

来月の予定ということでございます。

3月23日でございますが、農地転用現地調査ということで、中條委員さん、河野委員さんということで割り振らせていただきました。日程調整等をお願いして、事務局とまた打合せをお願いしたいと思います。

そして、年度末、3月30日でございますが、定例総会、年度最後の定例総会を予定してございます。今のところの考え方では、昨年8月に退任された、3期務め上げて退任された10名の委員さんの表彰式もここででき



たらしいなというふうに考えてございますが、節目ということで、農業委員さん、そして推進委員さんも呼べる状況であれば、招集しまして、みんなで開催できたらというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。  
何かこの項目についてありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 じゃ、失礼しました。以上で報告事項は終了いたしました。  
最後に、その他の項目に入ります。  
最初に、松本農業農村支援センターからお願いいたします。  
戸谷さん。

戸谷（松本農業農村支援センター）課長補佐 お世話さまです。支援センターの戸谷ですが、よろしくお願ひします。

本日資料をお持ちしてありまして、A4の紙ですが、右側の上に松本市農業委員会定例総会資料ということで、長野県松本農業農村支援センター、ご覧いただきたいと思ひます。

1枚目の表は見出しで、1番の2022年気象表、以下4番までの収入保険のご紹介ということす。

めくっていただきて、1ページをご覧いただきたいと思ひます。

2月中旬までの気象表なんですす、本年の現在までのところ、日最高気温は低めであり、日照時間も平年より少ないといった状況です。

本日、松本市さん、また長野市も、最高気温、昨日と続けて10度以上上回るということで、本日は昨日よりも5度以上高いような状況になっているということす。低めで来たんですす、すっかり春めいてきているような状況であります。

それに付随する話なんですす、2ページ目をご覧いただきたいと思ひます。

長野県（農政部）プレスリリースということで、2月21日に発出されたものです。令和3年の春先は、凍霜害を非常に県下の果樹産地で受けたということす、農業者の皆様向けの凍霜害対策動画を公開しましたということす、凍霜害に強い果樹産地に向けてということす、動画の内容がここに記載してあります。防霜ファン編であるとか、燃焼法編、結実対策編、セーフティーネット編ということで、防霜ファンの点検とか、あと燃焼法、結実対策と言って、人工受粉をしっかりとやって、二度なりを確保しようというような流れの動画を作って、ユーチューブで視聴ができるということす、動画の二次元コードというQRコード印刷されていますので、これでスマートフォン等でも見られますので、ご覧いただきたいと思ひます。

この動画を冊子にまとめたのが3ページ、4ページになります。ごめんなさいね。これ、A3の紙を二つ折りにして、A4にしたものをお配りして

いるんですが、ちょっと部数も限られたもんですから、コピーを取らせてもらいました。順番が入れ替わっちゃってありまして、手書きで丸印をしてあります。1丸、次の4ページが2の丸になりますので、1の丸を見た後、2の丸を見てもらって、3の丸を見ていただきたいと思います。

動画のこととか、この凍霜害対策の基本をまた皆さんで見えていただいて、今年の結実はしっかりやっていきたいと思っております。

あと、資料5ページ、6ページになります。これは長野県庁から指示が支援センターへ来てありまして、経済産業省中小企業庁の関係です。

5ページのところをちょっと読みますが、中小法人・個人事業者のための事業復活支援金ということで、周知するよう指示が来たものですから、松本市さん以外の農業委員会でもご紹介をさせてもらっています。

申請期間は1月31日から5月31日ということで、どういう条件になればこの支援金が給付されるかということがその下に書いてありまして、①と②を満たす中小法人・個人事業者の方が給付対象になりますよということです。

①は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の方であるということ。

あと、②番、ちょっと長いですが、ご覧いただきたいと思います。月が決められています。11月から3月のいずれかの月の売上が50%以上はまた30%以上50%未満減少した事業者の皆様になるということで、農業者の皆様も対象になります。

それで、これは個人事業の皆様が直接相談窓口へお電話をしていただいて、申請するということになります。5ページの右下のところに相談窓口、フリーダイヤル書いてあります。0120-789-140ということで、ここへ直接お電話をしていただいて、相談をしていただくということになります。

そこの前にあります、この下に書いてありますが、不正受給は犯罪ですということで、かなりこの前の支援金では不正受給があって、新聞報道等されておりますが、このことも含めて周知という指示でありますので、よろしく願いいたします。

若干細かいですが、申請の流れは6ページのところに書いてあります。全てホームページで見られますので、カラー版でご覧いただければ、鮮明なものが見られると思います。

あと、7ページ、8ページは、農林水産省のほうから出ております「収入保険をご紹介します！」ということで、全ての農産物を対象に、自然災害による収量の減少や価格低下をはじめ、農業者の皆様の経営努力では避けられない様々なリスクに対応するということでもあります。

農業委員の皆様、また地域の皆様にご紹介いただき、支え合うというか、災害が起きたときは、こういったものを活用して、経営の安定に資するものと思いますので、ご紹介をお願いいたします。

以上であります。

議長 ありがとうございます。  
皆さんのほうから何かご質問等ありましたら。

[質問、意見なし]

議長 ありがとうございます。  
では、続きまして事務局から連絡事項をお願いいたします。  
板花補佐。

板花局長補佐 それでは、二、三点連絡をお願いします。  
議案と一緒に送っておりますが、松本市農政課のほうでLINE公式アカウントを開設したということでございます。グリーンのチラシが入っていたかと思えます。こちらにつきましては、若手農業者の要望を受けて導入したというものでございます。登録していただきますと、必要とする例えば補助金ですとか、イベント関係ですとか、そういった情報が速やかに市から直接届けることができるということでございます。委員さんの立場からも、地区に帰りまして、ぜひいろいろな会議、会合でPRをしていただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、ちょっと本日締切りということでご案内をしておりますが、農業者年金加入推進活動の関係でございますけれども、加入推進活動記録簿ということで、ご提出いただけましたら、報償費を支給するものでございますので、ご提出いただければと思います。

最後に、事業復活支援金について、今、隣の戸谷補佐から国の事業ということで説明がございましたが、松本市の窓口、商工課になりますけれども、この対象者につきましては、松本市としても、第6波対応事業者特別支援金ということで、一律10万円を上乗せ支援するということになってございますので、なかなか農業関係、対象になるものはそれほどないのかもしれませんが、もしそういう該当がありましたら、こういった事業も市の独自の事業で上乗せ支援があるということで、ご承知おきをいただきまして、具体的な相談など、またお問合せをいただければと思います。

最後、通り一遍等のご案内ですが、農転関係の原本書類は机の上にそのまま置いてお帰りいただければと思います。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
では、この市の支援金の問い合わせ先は、この事務局。商工課の事務局。

板花局長補佐 農政関係でもし該当になりそうかどうかというお問合せがありましたら、まずは委員さんのお立場から情報を入れるのであれば、うちの事務局の私のほうに情報を入れていただければいいですし、私のほうとしては、担当の窓口の商工課のほうに問い合わせ、つなぐというような形にしたいと思います。

議長 ありがとうございます。  
三村さん。

三村農業委員 今の事業復活支援金ですけれども、ここに申請期間のその下に、給付対象の取り方ですけれども、この間も、先般、農協のほうでも説明を受けさせていただいたんですけれども、農業者の判定はこれと若干違うと思います。  
それと、今まだ農協もその事務手続を受けるといいますか、手続の代行といえますか、それをハイランドはまだ最終決定してないけれども、県下の農協でも、そちらのほうの手続をできるような形を取っている農協もあります。また一般の商工事業者、金融機関でも、多分主要銀行は全てみんな手挙げで、そういった窓口になっていると思いますが、農協関係は、多分農協でも相談なり窓口を多分開設するかと思います。給付対象の取り方については、給付の月のこの3か月云々じゃなくして、年間の中での12分の1の中での判定にというような話も出ておりますので、ちょっとまだはっきりしたことは私も理解してないのであれですけれども、農協のほうでもそんなような考えを持っていますので、お願いしたいと思います。

議長 ありがとうございます。  
二村さん、あづみ農協も同じような立場ですか。

二村農業委員 すみません、これ、聞いてなくて、今聞いたので……

議長 はい、分かりました。  
じゃ、そういうことで、確定申告の時期ですので、払うものは払う、もらうものはもらうということで、それぞれ立場立場でまたアクションを起こしていただければと思いますので、お願いします。  
じゃ、ほかの方で何か、全体を通して何かありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ありませんかね。  
板花補佐のほうから話がありましたとおり、3月はフルメンバーで基本的にはやりたい。また、10人のOBの方も来ていただいて、ここで顔を会わせていただいて、また感謝状を差し上げたいというような段取りですし、また4月については、まだ先ですけれども、不確定要素ありますけれども、情報・研修委員会の委員研修会の企画を実施する予定で計画しておりますので、ちょっと頭の隅に入れておいてください。  
以上で本日の案件は全て終了しました。  
円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。  
これで終わります。

